

## 千歳市市民協働推進会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、みんなで進める千歳のまちづくり条例（平成19年千歳市条例第3号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき設置する千歳市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議し、又は実践し、その結果を市長に報告する。

- (1) 条例第14条第3項の規定に基づく協働事業の進め方及び審査手法の検討に関すること。
- (2) 協働事業に係る実施事業及び団体の審査に関すること。
- (3) 市民協働の取組みの進捗状況の検討に関すること。
- (4) 市民協働の対象とすべき事業の選定に関すること。
- (5) 条例等の見直しに関すること。
- (6) その他市民協働の推進に関すること。

### (委員)

第3条 委員は、市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する18歳以上の者（以下「市民」という。）であって次に掲げるもの及び市職員の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による者
- (2) 市民活動団体又は事業者の推薦を受けた者

2 委員の定数は、15人以内とする。

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は1回に限り、再任されることができる。

5 委員に対する報酬は、支給しない。

### (委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 委員長は、推進会議を招集し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(市長の責務)

第6条 市長は、推進会議の意見を市政に反映するよう最大限努めるものとする。

2 市長は、推進会議に対し、資料、情報等を提供するとともに、必要に応じて担当職員の派遣、外部アドバイザーの招へい等により推進会議を支援するものとする。

(周知)

第7条 推進会議からの報告内容及びそれらに対する市の対応は、広報紙、ホームページ等に掲載することより周知するものとする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民協働担当課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。